



新型コロナウイルス感染予防と手指の殺菌・消毒 ～手洗いは万能～

新型コロナウイルスに有効な殺菌・消毒方法については、現在までに分かっていることを経済産業省がパンフレットにまとめています¹⁾。それを見ると、「手指の殺菌・消毒」に対しては①石けん・ハンドソープによる手洗い、②エタノール（60-95%）が有効とされています。今月は手指の殺菌消毒について、当センターによく寄せられるお問い合わせをもとに解説していききたいと思います。



手指に使う製品と物品用の製品の見分け方

よく、手指に使う製品と物品用の製品をどのように見分ければよいかという質問を受けます。身体用洗剤やスキンケア製品、手指用の消毒剤など、身体に使う製品は薬機法（医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律）の規制を受け、医薬品、医薬部外品、化粧品のいずれかに分類されます。医薬品とは、病気の治療を目的とした薬のことで、厚生労働省より配合されている有効成分の効果が認められたものになります。医薬部外品とは、厚生労働省が許可した効果・効能に有効な成分が、一定の濃度で配合されています。治療というよりは、防止・衛生を目的に作られています。化粧品とは、医薬部外品と比較してもさらに効能・効果が緩和で、清潔にする、美化する、魅力を増す、健やかに保つなどの目的で使用される製品となります。

「殺菌・消毒」といった薬効を謳う場合には、医薬品または医薬部外品扱いとなり、使用する成分の種類や使用量、製品の表示、販売方法などが規制されており、薬事当局へ製造販売申請して承認

手指用の製品と物品用の製品の見分け方

	手指の殺菌・消毒 (人の身体に使うもの)	物品の除菌 (物品に使うもので身体には使わない)
法規制	<p>医薬品または医薬部外品</p> <p>↑</p> <p>薬機法※により製造、表示、販売、流通、 広告などが細かく規制されている</p> <p>※薬機法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p>	<p>雑貨品（雑品）</p> <p>↑</p> <p>包括的に規制する法律はない</p> <p>洗剤・洗浄剤などは家庭用品品質表示法の 規制を受けるが除菌剤は対象外</p>
見分けるポイント	<p>医薬品 医薬部外品 の表示</p> <p>効果効能として「殺菌」、「消毒」の表示</p> <p>「有効成分」とその含有量の表示</p>	<p>効果効能として「除菌」の表示</p> <p>※病原性を有する菌やウイルスに対する効果は訴求できない</p> <p>家庭用品品質表示法の対象品目でなければ成分と含有量の表示義務はない</p>

化粧品も薬機法の対象だが、殺菌・消毒といった効果を表示できない

を受ける必要があります。このため、製品に①「医薬品」、「医薬部外品」（「薬用」と表示されていることもあります）の表示がある、②効果・効能として「殺菌」、「消毒」の表示がある、③「有効成分」とその含有量の表示があることで見分けることができます。

物品用の製品には、薬機法のように包括的に規制する法律はありません。「殺菌・消毒」という表示は、薬機法でいう身体に対する効果・効能として使われていることから、物品用の製品では使うことができず、一般的には「除菌」という表示が使われています。

石けん・ハンドソープによる手洗い

まず、石けんによる手洗いは万能です。通常、特定のウイルスや細菌などの殺菌・消毒をする際は、使われる殺菌・消毒剤の有効性が問題になり、有効でないこともあり得ます。しかし、手洗いは菌やウイルスを物理的に洗い流す行為なのでどのような場合にも有効です。新型コロナに限らず、感染予防対策で一番先に出てくるのは手洗いです。

また、石けん自体や、ハンドソープによく配合されている除菌成分が新型コロナに有効なことが検証されたりしていますので²⁾、より効果的と言えるでしょう。

手洗いの効果については、丁寧な手洗い（石けんやハンドソープで 10 秒もみ洗いした後、流水で 15 秒すすぐ）で手洗いなしの手に残存するウイルスを 1 万分の 1 まで減少させる効果があると言われています³⁾。

一般に、手洗いなどに使われる化粧石けんには殺菌・消毒成分は含まれておらず、薬機法上は「化粧品」に分類されます。これに対し、ハンドソープは洗浄成分の他に殺菌・消毒成分を含有し、「医薬部外品」扱いとなっているものが多いようです。

新型コロナウイルス感染予防の手洗い剤としては、どちらを使用してもかまいません。何を使うかよりも、指先、指の股、手のひら、手の甲、親指回り、手首と手全体を丁寧に洗い流すことが重要であり、洗い方に留意するようにしましょう。また、手洗いの後で、更にアルコール除菌剤を使用する必要はありません。

消毒用エタノール

新型コロナウイルス感染予防で手指の殺菌・消毒に使うにはエタノール濃度が重要であり、60～95vol%の範囲が有効とされています。医薬品や医薬部外品の製品であればエタノール濃度は 76.9～81.4vol%に規定されており、用途も手指の殺菌消毒用ですので最適です。



ハンドソープによる手洗いの効果
(森功次ら、感染症学会誌、第80巻、第5号より)

医薬品や医薬部外品でない雑貨品扱いの製品でも使えるものがあります。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「消毒用エタノール」の供給が逼迫したことから、厚生労働省は代用できる高濃度エタノール製品についての事務連絡を出しました⁴⁾。ここでは、エタノール濃度 60～83 vol% のものが使用可能、代替として用いられる高濃度エタノール製品は薬機法に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等については同法による規制を受けない、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です」といった内容を製品の表示や広告等に記載して差し支えないとしています。ただし、臨時的・特例的な対応であり、使用者の責任において使用することになります。この雑貨品扱いの製品の場合、エタノール濃度の表示義務はなく、濃度表示があるものもあればないものもあります。表示がない場合は、製造メーカーに直接問い合わせて確認するようにしてください。また、製品に「火気厳禁」の表示がある場合は、消防法の危険物に該当するものであり、エタノール 60wt% (=67.7vol%) 以上含有することになりますので、「火気厳禁」表示の有無を目安にしてもよいでしょう。

「医薬品」、「医薬部外品」の表示がある場合も注意すべき点があります。例えば、先日、こんな質問を受けました。

「医薬部外品の表示のある、手指に擦り込んで使う手指消毒用のハンドジェル製品を購入した。表示を見ると成分表示にエタノールの記載はあるが、有効成分は塩化ベンザルコニウム 0.05% となっている。これは新型コロナウイルスに有効と考えていいのか？」

医薬部外品の殺菌・消毒剤としては、エタノールの他に塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、グルコン酸クロルヘキシジン、ポピドンヨードの使用（それぞれの使用量も決められている）が認められています。当該製品は有効成分として塩化ベンザルコニウムを含有し、その他の成分としてエタノールを含有しているものと思われます。この場合、エタノール濃度は薬機法上 76.9～81.4vol% である必要はありません。またエタノール濃度の表示義務もありません。新型コロナウイルス対策の手指の殺菌・消毒ではエタノール以外は推奨されていませんので、表示だけからは効果の有無は判断できないということになります。このような場合、有効性については製造メーカーに直接お尋ねになるとよいでしょう。

1) 新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（一覧）／経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>

2) 新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について最終報告をとりまとめました～物品への消毒に活用できます～ ／独立行政法人製品評価技術基盤機構 消毒手法タスクフォース

<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200626.html>

3) 「Norovirus の代替指標として Feline Calicivirus を用いた手洗いによるウイルス除去効果の検討」、森功次ら、感染症学会誌、第 80 巻、第 5 号

4) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改訂その 2）」、2020 年 4 月 22 日、厚生労働省

http://www.hospital.or.jp/pdf/15_20200422_02.pdf